

令和5年第9回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年9月29日 開会

令和5年9月29日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



令和5年第9回教育委員会定例会

令和5年9月29日（金）  
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第39号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年9月分）について  
報告第40号 令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について  
報告第41号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）について
- 5 議案審議  
議案第15号 新十津川町教育委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人  
高 桑 祥 代

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和5年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、近藤、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎加藤主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、8月31日から本日9月29日までです。9月1日、新十津川農業高等学校生徒会で作成した新十津川町PR動画の上映会が行われましたが、完成度も高くその成果を広くお知らせするため、報道機関を招き同月19日に再度完成報告会を開催いたしました。PR動画については、町バス待合所、グリーンパークしんとつかわ、新十津川振興公社などで上映されているほか、町ホームページでも視聴することができますのでどうかご覧ください。9月4日、新十津川神社例大祭の地で特別クラブとして活動している新十津川小学校児童による獅子神楽が披露されました。当日は、特別クラブ出身の中学生も参加するなど、町の伝統芸能として次世代に継承されております。9月10日、晴天の中、野外音楽フェス「SORA ON 2023 空の青さと、音楽と。」が開催され、新十津川中学校吹奏楽部が若者に人気のバンドw a c c iと共演し、4,500人の聴衆に日頃の成果を披露いたしました。9月23日、ラグビー元日本代表の大野均さんをはじめとしたアスリートプロチームに所属する指導者を招き、「SOMPO BALL GAME FESTA」を開催しました。午前は、親子でボールを使った遊びや運動を体験する「あそびバ！」を開催し、42組84名の親子が参加、午後は、4つの競技が体験できる「キッズチャレンジ」を開催し、68名の児童が参加しました。参加した児童は、様々な遊びやボールゲームを体験しながら楽しんで取り組んでいました。9月25日、新十津川農業高等学校所有の水田において、小学5年生を対象とした稲刈り体験を実施いたしました。本事業には、新十津川農業高校をはじめ、水土里ネット新十津川、新十津川ライオンズクラブの協力をいただきながら実施している事業であり、町の主要産業である米作りについて学ぶほか、地域への理解を深める事業として実施しております。

収穫したお米については、12月1日に収穫祭としてカレーライスにして実食する予定となっています。各種大会における成績報告です。9月16日から18日まで、大阪府おおきにアリーナ舞洲で開催された第18回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会で、新十津川中学校3年の2名が、北海道代表チームの一員として出場し、島根県、静岡県とのリーグ戦に勝ちあがりましたが、トーナメント戦で準優勝した福岡県に敗退し、ベスト16という結果となりました。また、皆様のお手元に各種大会の結果及びこれからの出場予定の全国大会の一覧をお配りしておりますのでお目通しください。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第39号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年9月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校321人、中学校161人、合わせて482人の在籍でございます。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第39号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第39号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第39号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第39号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年9月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第40号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、1世帯1人、小学生1人でございます。2認定状況は別紙のとおりとしまして、報告第40号別

紙を併せてご覧ください。認定世帯数及び児童生徒数は、準要保護世帯1世帯1人、小学生1人でございます。認定の基準は、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして、一定基準の所得額での算定ということになっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合には不認定という基準を定めております。3認定開始日は、令和5年9月1日でございます。なお、別紙につきましては個人情報に記載されておりますので、委員会終了後に回収をさせていただきます。以上、報告第40号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第40号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第40号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第40号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第41号令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第3号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして、まず8ページ、9ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の補正がございまして、内容は、9ページの説明欄となります。3番、総合健康福祉センター管理運営事務の補正額545,000円の増額でございまして、補正内容につきましては、10節、需用費の修繕料でございまして、こちらは、ゆめりあの創作活動室、陶芸室にあります電気窯上の天井に設置された換気扇が経年劣化による不具合が発生しているため、天井扇2台とダクトを交換する修繕でございまして、次に10ページ、11ページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額715,000円の増額、補正後計は34,783,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は11ページ説明欄となります。19番、十津川村駅伝大会派遣事業715,000円の増額は、令和6年1月7日日曜日に十津川村で第70回記念大会として駅伝大会が開催されます。本町からも選抜チームの出場招待をいただいておりますので、高校生以上の選手9人と随行職員1人の10人を3泊4日の行程で派遣するための費用及びユニフォームや大会商品などに要する費用でございまして、次に2目文化振興費、補正額315,000円の増額、補正後の計は6,507,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は11ページの説明欄となります。3番、伝統芸能継承団体支援事業315,000円の増額は、令和4年11月に十津川の大踊りがユネスコ無形文化遺産登録されたため、新十津川おどり保存会が十津川村を訪問し、ユネスコ登録のお祝い、また、改めて伝承している踊りの確認、伝承していない曲、踊りの習得と更なる交流を深める

ための費用の一部として、対象経費の3分の1の額を支援する経費でございます。補正の内容説明は以上でございますが、この補正予算案につきましては、町議会第3回定例会に提出をし、9月13日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第41号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第41号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

十津川村駅伝大会は毎回参加しているのですか。

◎鎌田事務局長

今回、70回記念大会ということで、10回ごとに記念大会の冠が付けられておりまして、本町からは60回、50回の大会にこれまで参加をしているところでございます。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第41号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第41号令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第3号)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第15号新十津川町教育委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に関連する規則を廃止する必要があるため、この規則の廃止について議決を求めるものでございます。こちらは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項は新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したことから、新十津川町個人情報保護条例を廃止しております。その条例に関連する教育委員会規則の本施行規則を廃止するものでございます。なお、ほかに新十津川町、新十津川町選挙管理委員会、公平委員会、ほかの執行機関などにも関連する規則も今回併せて廃止されるものでございます。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第15号新十津川町教育委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時25分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員